

文化・観光・地域活性化の好循環を生み出す文化観光推進法案※の制定（今国会に提出）

※文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、地域の様々な文化資源を磨きあげることで文化についての理解を深める機会を充実させ、これによる国内外からの観光旅客の来訪を促進することにより、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出す。

文化観光推進法案の主な内容

- 「文化観光」：文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光
- 「文化観光拠点施設」：
博物館等の文化施設のうち、文化についての理解を深めるための解説紹介を行い、観光協会等の事業者と連携することにより、地域における文化観光の推進の拠点となるもの
- 主務大臣（文部科学大臣及び国土交通大臣）が策定する基本方針に基づく拠点計画・地域計画を認定
 - ・文化施設による「拠点計画」、自治体が組織する協議会による「地域計画」の2種類
 - ・手上げ方式（意欲ある主体が申請）、設置主体（国・公・私）や規模を問わない
- 認定計画に基づく事業に対して、法律上の特例措置や予算支援を行う
 - ・国や国立博物館が所有する文化資源を文化観光拠点施設において公開するよう協力
 - ・共通乗車船券等の交通アクセスの向上に係る手続き簡素化など、従来の文化政策では対応できなかった特例措置
 - ・「博物館を中核とした文化クラスター推進事業：15億円（令和2年度予算額（案））」等による支援